



平成 31 年 3 月 29 日

各 位

会 社 名 東亜石油株式会社
代表者名 代表取締役社長 濱元 節
(コード番号 5008 東証第二部)
問合せ先 経営企画担当取締役 宍戸 康行
(TEL 044-280-0600)

支配株主等に関する事項について

当社の親会社である昭和シェル石油株式会社について、支配株主等に関する事項は、以下のとおりとなりますので、お知らせいたします。

1. 親会社の商号等

(平成 30 年 12 月 31 日現在)

名 称	属 性	議決権所有割合 (%)			発行する株券が上場されて いる金融商品取引所等
		直接所有分	合算対象分	計	
昭和シェル石油 株式会社	親会社	50.15	0.00	50.15	株式会社東京証券取引所 市場第一部 (注)

(注) 同社は、平成 31 年 3 月 27 日付で上場廃止となっております。

なお、平成 30 年 12 月 18 日公表の「親会社の異動に関するお知らせ」に記載のとおり、平成 31 年 4 月 1 日付で出光興産株式会社が当社の主たる親会社となる見込みであります。

2. 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けその他の上場会社と親会社等との関係

石油事業について、当社は昭和シェル石油株式会社との受託精製契約に基づき、昭和シェル石油グループの東日本への石油製品の供給を担う基幹製油所として機能しております。

電気事業について、当社は昭和シェル石油株式会社との受託発電契約に基づき、昭和シェル石油グループへ電力を供給するとともに、東京電力エナジーパートナー株式会社へ販売するための電力を昭和シェル石油株式会社から仕入れております。

短期運転資金について、平成17年11月以降、同社のグループファイナンスにより資金調達を行っております。

当社は、親会社との技術ノウハウの共有ならびに人材育成などを目的として、平成30年12月31日現在、当社の管理部門を中心に親会社ならびに親会社企業グループから9名を出向者として受入れており、同時に、当社から36名が親会社ならびに親会社企業グループに出向しております。

上記のとおり、当社と親会社とは、「製造」と「販売」という事業の棲分けがなされており、当社は親会社に対して一定の独立性が確保されているものと考えております。

3. 支配株主等との取引に関する事項

当連結会計年度(自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又は 職業	議決権等 の被所有 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	昭和シェル 石油株式会社	東京都 港区	34,197	石油 事業他	(被所有) 直接 50.15	石油精製受託 電力供給受託 燃料仕入 電力受給 資金の借入	受託精製料 (1) 受託発電料 (1) 燃料購買 (2) 電力購買 (3) 賃借料 (4) 揮発油税等 (5) 資金の借入 (6) 支払利息 (6)	23,129 2,348 2,089 1,192 218 117,731 - 17	売掛金 買掛金 未払費用 立替揮発油税等 短期借入金	2,081 206 15 39,778 9,700

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 受託精製料および受託発電料は協議により決定しております。
- (2) 燃料購買価格は市況を勘案し決定しております。
- (3) 電力購買価格は発電用燃料費用を勘案の上、契約に基づいて決定しております。
- (4) 設備・土地の賃借料は協議により決定しております。
- (5) 立替揮発油税等については、当社より出荷し、昭和シェル石油株式会社が販売している石油製品に係る税金の立替であり、揮発油税法に定める支払条件と同様であります。なお、川崎南税務署への揮発油税および地方揮発油税の納期限延長のために担保(15,297百万円)の提供を受けております。
- (6) 昭和シェル石油株式会社の運営するCMS(キャッシュ・マネージメント・サービス)に参加して、資金の貸借取引を行っております。取引金利については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(注) 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

当社の支配株主は昭和シェル石油株式会社ですが、昭和シェル石油株式会社と当社が重要な契約を締結する際は、少数株主保護の観点から、取締役会で審議することとしており、すでに締結している契約についても、定期的または必要に応じて見直しをすることとしております。取締役会での審議過程において、社外取締役は当社と支配株主との間の公平性が確保されるよう監督しております。

以上